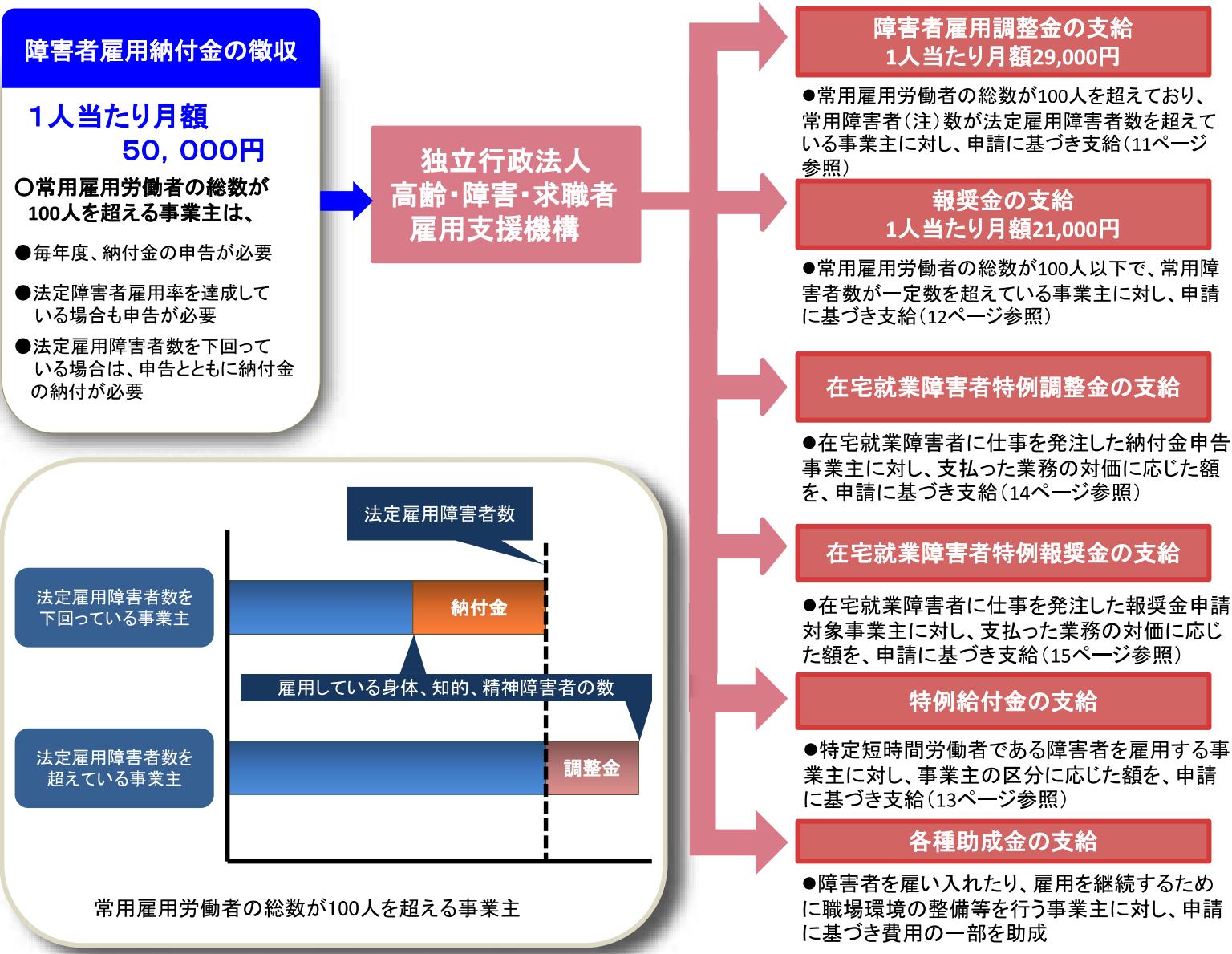


障害者雇用納付金制度とは

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担を伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主ではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

◆ 障害者雇用納付金制度の概要



令和6年度 障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の申告申請・納付期限は、

令和6年4月1日 から 5月15日まで となります。

障害者雇用調整金等の支給金は、申請期間を過ぎた申請に対しては支給できません。

※ 年度(令和6年4月～令和7年3月)の中途で事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告申請が必要です。